

看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画（令和7年度）

項 目		取組内容
業務量の調整	時間外労働が発生しないような業務量の調整	・病棟等の状況に応じた他部署からの応援看護師やケアワーカーの派遣
		・多様な勤務形態の導入による業務量の分散
看護職員と多職種との業務分担	薬剤師	・薬剤の一包化、患者名、服薬日、医薬品名、数量の明記
		・簡易懸濁の亀裂・粉砕、定時薬を薬ケースにセットする
		・急ぎの医薬品を病棟に届ける
		・病棟薬剤師は医師からの処方指示受けをする（毎週月・火曜日）
	リハビリ	・病棟業務がスムーズに行えるようにリハビリを実施
		・体位変換、移乗、ポジショニングの協力
		・病棟行事への協力
		・清潔ケア（爪切り 耳かき）
		・処置や体重測定を手伝う
	検査技師	・検体についての問い合わせ、検体集配（11時16時）
		・外来業務サポート
		・検体遠心
		・報告書の仕分け
	放射線技師	・撮影時の患者送迎
		・伝票受け取りの簡素化
		・病棟行事への協力
		・外来業務のサポート
	栄養士	・病棟スケジュールに合わせた配下膳
		・お茶ゼリーを提供
		・経管栄養剤の投与回数変更
	病棟クレーク	・検査時の伝票・容器準備
		・医師回診時、指示受け時の補佐
		・必要書類の作成
看護補助者の配置	看護補助者の配置	・病棟の業務量に応じて看護補助者配置の人数調整をする
多様な勤務形態の導入	多様な勤務形態の導入	・夜勤専従看護師の導入
		・多様なニーズに対応すべく細かな勤務形態の導入
		・半日、時間単位とした公休、年次有給休暇を活用し、多様なニーズに対応
妊娠、子育て中、介護中の看護職員に対する配慮	夜勤の減免制度	・本学制度（子が小学校就学の始期に達するまで）及び看護部への届け出により取得可能
	他部署への配置転換	・拘束時間が長い部署については出産又は育児を理由として本人から看護部への要望により配置転換を実施
	時短勤務	・子育ての状況により子が3歳までは時短勤務可能
夜勤負担の軽減	夜勤従事者の増員	・夜勤専従看護師による夜勤従事者の負担軽減
	夜勤回数上限設定	・一ヵ月において5～7回を上限として設定
	夜勤後の公休取得	・夜勤明け翌日は原則として公休とする
その他	各種会議負担の軽減	・会議数を集約または削減、参加人数を減らす
		・法令等により毎月の開催が義務付けられていない委員会について開催頻度の見直し
	研修方法の見直し	・eラーニングは期限内に個人の都合に合わせて受講する